

◎ 令和 6 年度からの主な基準改定について

指定基準の改定等について、多くの事業者に関わる重要な内容について記載します。

(1) 人員配置基準における治療と仕事の両立支援の配慮について

「常勤」の計算にあたり、職員が育児・介護休業法等による育児・介護等の短時間勤務制度を利用する場合に加えて、「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合にも、週 30 時間以上の勤務によって常勤と認められるようになります。常勤換算での計算上も「1 (常勤)」として扱うことが可能です。

(2) 管理者の責務及び兼務範囲の明確化について

管理者の責務について、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うことである旨が明確化され、管理者が兼務できる事業所の範囲について、管理者がその責務を果たせる場合には、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えないこととなります。

(3) 「書面掲示」規制の見直しについて

運営基準省令上、事業所の運営規程の概要等の重要事項等については、原則として事業所内での「書面掲示」を求めている一方、備え付けの書面（紙ファイル等）又は電磁的記録の供覧により、書面による壁面等への掲示を代替できる規定になっています。

今回の改定で、「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、介護サービス事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイト（法人のホームページ等又は情報公表システム上）に掲載・公表しなければならないこととなります（令和 7 年度から義務付け）。

(4) 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入について（居宅療養管理指導、特定福祉用具販売を除く）

感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画（BCP）が未策定の場合は、基本報酬が減算されることとなります。

経過措置として、令和 7 年 3 月 31 日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算は適用されません。訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援については、令和 7 年 3 月 31 日までの間、減算は適用されません。

○参考（厚生労働省作成）

「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」

「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」

(5) 高齢者虐待防止の推進について（居宅療養管理指導、特定福祉用具販売を除く）

虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合に、基本報酬が減算されることとなります。福祉用具貸与については、3年間の経過措置期間が設けられます。

必要な体制の整備を行った上で、運営規程に「虐待の防止のための措置に関する事項」を記載する必要がありますので、運営規程を変更した際には変更届を提出して下さい。

(6) 身体的拘束等の適正化の推進について

短期入所系サービス及び多機能系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の開催等、指針の整備、研修の定期的な実施）が義務付けられます。

訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援について、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することが義務付けられます。

(7) 認知症介護基礎研修の受講の義務づけについて（令和3年度報酬改定）

令和3年度報酬改定に伴い、介護サービス事業所(*)で介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることが義務付けられ、3年間の経過措置期間が終了し、令和6年4月1日からは義務化となります。新たに採用した職員については1年間の猶予期間が設けられています。

*無資格者がいない訪問系サービス（訪問入浴介護を除く）、福祉用具貸与、居宅介護支援を除く全サービス対象

(8) 感染症の予防及びまん延の防止のための措置について（令和3年度報酬改定）

令和3年度報酬改定に伴い、介護サービス事業所において感染症の予防及びまん延の防止のための措置（感染症の予防及びまん延の防止のための委員会の開催、指針の整備、研修及び訓練の実施）を講じることが義務付けられ、3年間の経過措置期間が終了し、令和6年4月1日からは義務化となります。